

誓 約 書

令和 年 月 日

福岡県住宅供給公社 理事長 殿

住所又は所在

氏名又は名称

代表者資格氏名

印

私は、福岡県住宅供給公社が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の公社の事務又は事業により暴力団を利することにならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴公社が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 業務委託契約書第４８条の３（以下「暴力団排除条項」という。）第１項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第１項第１号又は第２号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※上記１の暴力団排除条項第１項各号の解釈については、裏面にてご確認ください。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<業務委託契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第48条の3 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものに業務の一部を委任し、若しくは請け負わせたとき、又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は反社会的に非難される関係を有しているとき。

2 第48条第3項及び第4項の規定については、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（委託者の損害賠償請求等）

第55条 （略）